

特定加算手当支給規程

制定	令和元年 9 月 1 日
施行	令和元年 10 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、株式会社よんでんライフケア（以下「会社」という。）社員給与規程に規定する給与とは別に、厚生労働省が創設した介護職員等特定処遇改善加算制度（以下「特定加算制度」という。）に基づき会社の介護職員に対し支給する特定加算手当について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第 2 条 会社の常勤社員、シニア社員、一般嘱託社員（以下「社員」という。）の内、介護職員を対象とする。

(支給額)

第 3 条 特定加算手当の支給額は、特定加算制度による加算見込額の範囲において、会社が定める額とする。

(支給)

第 4 条 特定加算手当は、給与に含め毎月定額を支給する。ただし、年度毎の賃金改善実施期間の最終月に加減算を行うことがある。

(特定加算手当の減額等)

第 5 条 特定加算手当の支給額は、常勤換算数 1 を基準とする。介護職員が欠勤、遅刻、早退したときは、給与規程第 14 条、16 条、17 条、18 条、19 条に基づき、減額して支給する。または支給しない。

(経験・技能のある介護職員の基準設定)

第 6 条 経験・技能のある介護職員の基準設定の考え方は、原則、勤続 10 年以上の介護福祉士とする。

(その他)

第 7 条 この規程は、特定加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

付則 この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。